

P T A 活動の手引き

も く じ

第1章 P T Aのおいたち

- 1 . P T Aの目的 1
- 2 . P T Aの性格 1
- 3 . 「 P T A 」という名称 2
- 4 . P T Aのおこり 2
- 5 . 日本での P T Aの発足 2
- 6 . 大分県での P T A組織の結成 3
- 7 . 大分県の P T A組織 3

第2章 P T A活動の進め方

- 1 . P T Aの役割・活動内容 3
- 2 . P T Aの規約 4
- 3 . P T Aの組織 5
- 4 . P T Aの予算編成 5
- 5 . 専門部会（専門委員会） 6
- 6 . 学級（学年） P T A 6
- 7 . 地域（地区） P T A 7
- 8 . P T A活動の活性化 7

第3章 P T Aの具体的な活動Q & A

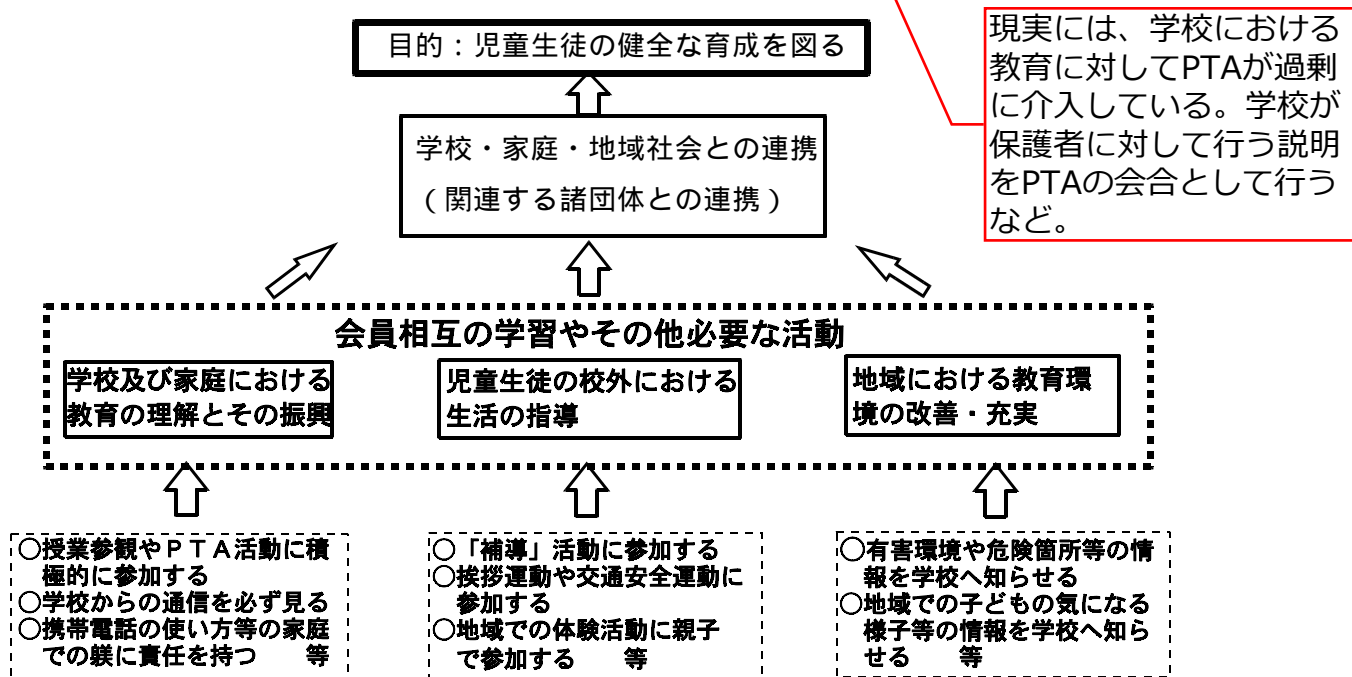
- 1 . P T A活動と生涯学習はどんな関係があるのですか 8
- 2 . 親の学習する内容にどんなことがあるのですか 8
- 3 . 会員の参加意識の向上を図りたいのですがどうしたらいいのですか . . . 9
- 4 . P T Aと学校はどのような関係がいいのでしょうか 10
- 5 . 学校週5日制について教えてください 12

第1章 P T Aのおいたち

1 . P T Aの目的

昭和42年に出された社会教育審議会の報告「父母と教師の会のあり方について」では次のように述べられています。

「 P T Aは児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して、学校及び家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、**児童生徒の校外における生活指導、地域における教育環境の改善、充実を図るために会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である**」



以下、報告等の引用部分については原文どおりの「親」等の記述です。

2 . P T Aの性格

P T Aは、子どもの幸福を願って**会員自らが学習し、実践していく成人団体**であり、社会教育関係団体として位置付けられており、社会教育審議会の報告「父母と教師の会のあり方について」では次のように述べられています。

P T Aは、在籍する児童生徒の親及び教師によって学校ごとに**自主的に組織されるもの**である。

P T Aは、会員の総意によって民主的に運営され、特定の政党、宗教にかたよる活動やもっぱら**営利を目的とする行為を行わない**。

しかし実際には子どもの入学、卒業によって自動的に**入会・退会する自動加入的な団体**となっています。

任意団体であるのに自動入会=強制入会を黙認して、全員入会を前提にシステムが組み立てられている異常な組織。

その他、PTAの性格をまとめると下記ようになります。

性格

民主的に運営される団体

子どもの在学時を区切りとし、年齢、職業等が異なる多様な会員構成の団体
特定の政党や宗教宗派に片寄らない団体（非政党、非宗教・宗派）
青少年の健全育成等地域社会等についての世論を形成し、社会連帯感を培うことができる団体

営利を目的としない団体（非営利）

ボランティア精神によって活動する団体

学校区を範囲とする地域団体であり、市・郡・県・全国と上部組織をもつ団体

3. 「PTA」という名称

PTAは父母（Parent）と教師（Teacher）でつくられた会（Association）の略称です。我が国では「父母と先生の会」と訳されています。

4. PTAのおこり

1897年（明治30年）にアメリカのワシントンで「第1回母親会議」が開催され全国母の会が結成されたことに端を発します。

この会議の提唱者であるアリス・バーニーは子どもを持つ一人の母親として運動を始め、宗教・人種・地位等をこえて、すべての子ども・親・家族のしあわせを求めて父母の会の結成にこぎつけたのです。その後1907年（明治40年）に母の会の中に「父母と教師の部」が設けられ、1908年（明治41年）には「全国母親PTA協議会」として改組しました。

この会を起点として、アメリカでのPTA運動は全国的な広がりを見せ、1924年（大正13年）には「父母と教師の全国協議会」が誕生しました。

5. 日本でのPTAの発足

我が国のPTAの発足の契機は1946年（昭和21年）に来日したアメリカの教育施設団による日本の教育制度の調査報告書であると言われています。

その中で、「日本の教育の民主化のためには、学校だけでなく家庭も地域もそれぞれが持っている教育的役割を果たすことによって成果があがることを期待している」とし、アメリカのPTAを紹介しました。

文部省は、1946年（昭和21年）の都道府県社会教育主管課長会議でPTAの趣旨を説明し、1947年（昭和22年）に「父母と先生の会 - 教育民主化の手引き - 」を都道府県に配布するとともに、翌年「父母と先生の会の参考規約」を作成してPTAの組織結成のための指導に努めるなど、PTAの普及を積極的に奨励しました。

その結果、昭和25年には全国ほとんどの小中学校にPTAが組織されました。

6. 大分県でのPTA組織の結成

大分県の公立学校においては、全国的な動きの中で各小中学校において単位PTAが組織され、1948年（昭和23年）に大分県PTA連合会が結成されました。

高等学校においても、1949年（昭和24年）4月に県立高校PTA会長会が開催され、1951年（昭和26年）4月に大分県立高等学校PTA連合会が結成されました。

幼稚園においては、1983年（昭和58年）に大分県において「全国国公立幼稚園PTA研究大会」が開催されたことを契機に、その年に第1回総会が開催され「大分県国公立幼稚園PTA連合会」が結成されました。

7. 大分県のPTA組織

大分県においては、単位PTAで組織する県レベルの連合体は5団体あり、次のようになっています。

大分県PTA連合会（全公立小・中学校PTAで組織する）

大分県高等学校PTA連合会（全県立高等学校PTAで組織する）

大分県国公立幼稚園PTA連合会（希望する国公立幼稚園PTAで組織する）

大分県私立幼稚園PTA連合会（希望する私立幼稚園PTAで組織する）

大分県私立中学・高等学校父母の会（希望する私立中学・高等学校父母の会で組織する）

第2章 PTA活動の進め方

第1章で記述した3つの目的

学校及び家庭における教育の理解と振興
児童生徒の校外における生活の指導
地域における教育環境の改善・充実

この目的にも学校における教育活動やその報告にPTAが介入することは含まれていない。

を達成するためには、以下のような点に留意することが求められます。

1. PTAの役割・活動内容

(1) 保護者と教職員が協力する

保護者は家庭教育の責任者として、教職員は学校教育の専門家として、対等の立場で学習し、実践し合い、お互いを高め合う関係が最も望ましい協力の関係です。対等といっても、保護者と教職員がすべての領域において対等だというのではなく、保護者は家庭教育の領域で、教職員は学校教育の領域で直接責任を負うものとして対等だという意味です。

(2) 学校教育への理解を深める

PTAは、保護者が学校教育へのよき理解者となるための学習団体としての意義をもっています。保護者は、学校の教育方針や指導方法を十分に理解し、正しい認識をもつことによって、教育効果を高めるためにどのような活動をすればよいかを考えていくこ

とができます。学校教育を理解するためには、学校の主催する授業参観や懇談会に積極的に参加したり、学級・学年PTA、地域のPTA活動に進んで参加することが大切です。

(3) 家庭教育への理解を深め、その振興を図る

家庭は人間形成の基礎基本を培う場であり、子どもの価値観や生活文化を形成していく場です。しかし、最近は親の教育観が確立せず、家庭における教育に自信を失い、子育てに悩み、社会の急激な変化をどう理解するか迷っている親が多いようです。そのために、家庭で行うべきしつけを学校へ任せたり、学校で行うべき学習を家庭で強く促したり、という混乱が起こっています。家庭の本来の役割を理解し、家庭教育の振興を図るために保護者と教師が共通の上に乗って実践していくことが大切です。

家庭において、父親も主体的・積極的に子育てにかかわることにより、子ども自身の種々の活動への主体的な参加等を促していきたいものです。

(4) 学校外における活動の支援と生活指導をすすめる

子どもの学校外での遊びや集団生活は、子どもの自主性、社会性、創造性、豊かな情操を養ううえで、学校教育だけでは得がたい効果を持つ「体験学習の場」となります。そのためには、家庭、地域、学校が一体となって学校外での活動を支援していく体制が必要であり、PTAからの働きかけを行うとともに、世話役や指導者として積極的に参加することが求められます。

PTAが行う生活指導は、「補導」という側面よりも、児童生徒を健全に育成するための生活支援という視点での活動を行いたいものです。

(5) 地域における教育環境の改善・充実を図る

地域の教育環境の改善は、一人の保護者（教師）、学校だけの力では困難です。子どもたちが生活する地域の環境を教育的に改善・充実したり、地域における生活の安全を確保したりするために次のようなことに取り組むことが重要です。

公園等の遊び場や文化・スポーツ施設の設置

通学路の整備、信号機の設置やストップマーク等の交通安全対策

川や海の水難等の危険地域の排除

ツーショットダイヤルや出会い系サイト、有害図書等の非教育的内容の排除 等

なお、環境は物的環境だけとは限りません。地域社会の人間関係は子どもの成長にとって大きな影響を与えます。地域住民の明るい人間関係こそ子どもの健全な育成のための優れた教育環境であることを忘れてはなりません。

2 . P T A の 規 約

PTAの規約は、PTAの組織、運営、活動等について、その根本となるものを成文化したものです。

規約は、いわば国における憲法に相当するものであり、適切な規約の制定とこれに基づいた活動が必要です。一般的に、規約の中に盛り込まなければならないといわれるものは、次のようなものです。

目的

会の構成や組織
 事業・活動内容
 役員・委員の選出方法や職務
 総会・役員会・委員会等の機関
 経費

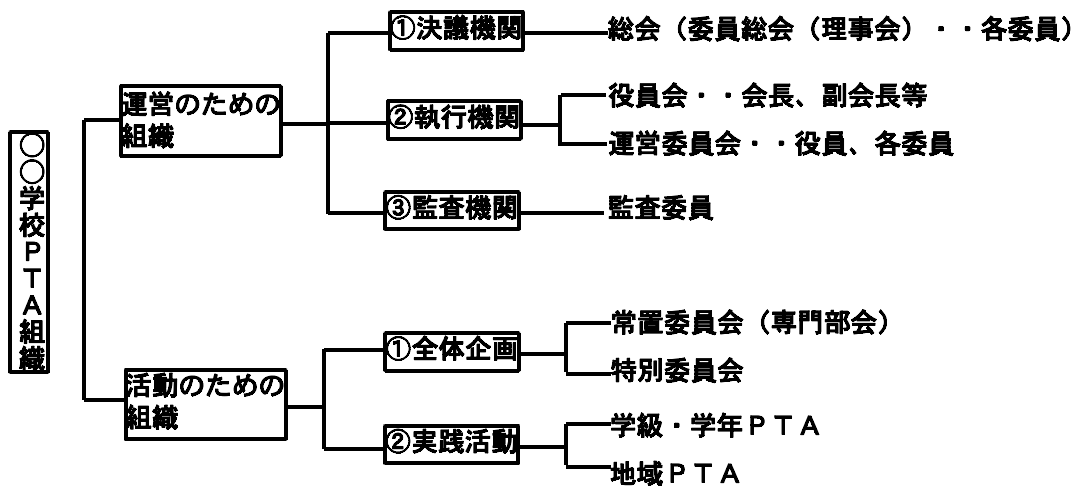
任意団体であるにもかかわらず、もっとも基本的で重要な権利である加入・脱退の規定がない欠陥規約である。

また、具体的な会の運営・活動を展開するために次のような運営の細則を定めることが必要です。その際、**細則の改廃について規約に明記しておくことが必要**です。また、現実にあわせて適宜、規約や細則の改廃を行うことが求められます。

会費の額や徴収方法
 会計の処理方法
 役員を選出方法
 専門委員会、学年・学級 P T A、地域 P T A の運営方法
 表彰や慶弔の規程

3 . P T A の組織

P T A の組織は、運営のための組織と活動のための組織に大別できますが、運営のための組織は3つの機関に分けることができますが、それぞれ独立した権限と責任を持った三権分立を貫いています。また、「活動のための組織」については学校の規模によってより効果的な組織を構成している例もあります。



4 . P T A の予算編成

P T A 予算は、保護者や教職員等の会員から徴収される会費によって成り立ちます。よって、次の点について考えておくことが必要です。

「自分たちの会計」であり、「自分たちの自主的判断」に基づいて行うものです。

P T A 会計は、会員全体の委任を受けて管理する会計であり、予算編成や会計の手続き等の予算会計制度を決めておくことが必要です。

P T A 予算案は、前年度の役員で作られる場合がありますが、できる限り新役員を含めてその予算案を検討して、総会で協議することが大切です。予算成立までの基本的な

手順を示すと次のようになります。

- 予算編成委員会を設ける（会則・細則に基づいて設立、役員会が兼ねても良い）
- 予算編成方針を立てる（会費の額・活動方針・重点予算項目等）
- 予算編成作業をすすめる（各見積もり・編成方針に基づき原案の作成）
- 予算案を運営委員会等に提案（執行機関で審議）
- 総会に提案（承認後執行）
- 補正については、運営委員会で協議し承認を得る
- 支出においては項目毎に支出明細を作成し、領収書を整理しておく

5. 専門部会（専門委員会）

専門部（専門委員会）の名称や活動内容は、各PTAの構成や地域の実態等によって異なりますが一般的な参考例をあげてみます。

総務	収支予算編成 学級・学年PTA、専門部活動の調整 その他庶務	総会の企画 他団体、地域との連携	各専門部全体に関する行事の企画
研修	会員研修の計画・実施	地域における教育懇談会等の企画開催	
生活指導	地域における環境整備・改善などの活動 交通安全・危険防止などの活動	青少年団体との連携 子どもの生活指導	
厚生健康	子どもの健康管理・保健衛生・体力づくり 会員のスポーツレクリエーション活動	給食関係	
広報	資料の収集及び作成	広報誌の編集・発行	地域への情報提供

学年PTAと専門部をセットした組織を構成して成功している例もあります。

母親部会・父親部会等の特色ある部を設置して活動を行っている例もあります。

子どもの体験・交流活動は内容によって専門部に位置づけたり、学級（学年）PTAや地域（地区）PTAに位置づけたりしています。

6. 学級（学年）PTA

学級（学年）PTAは、保護者の代表と担任教員により役員会を構成して運営されます。その任務や活動の進め方は次のようなことに留意することが大切です。

委員の任務

学級（学年）集会の計画を学級（学年）担任とともに立てる

事前に保護者に計画を周知する

集会の進行・まとめ役をする

常に会員相互の親睦に心がける

話し合いの結果を全員に知らせ、執行部にも報告する

学級（学年）PTA活動の進め方

保護者と教師がきちんと向かい合って子どもの勉強や学校での生活態度、学校からのお知らせ・お願いなどの一方的な話しで終わらないようにすることが必要です。そのた

学校教育は学校の専権事項であり、PTAが介入すべき問題ではない。学校と保護者の話し合いの場と、PTA活動を混同してはならない。

めには学級委員による事前の準備が必要です。

教師は会員の一員であると同時に学校教育の専門家でもあるので、場合によっては指導的意味も含めて助言者ともなります。

学級（学年）PTAの活動としての、スポーツレクリエーション等により親睦を深めることが大切です。また、親子の体験・交流活動なども重要な活動内容です。

7. 地域（地区）PTA

地域（地区）PTAは、地域（地区）から選出された代表で役員会を構成し、他の団体と連携して地域での健全育成のための活動を行い、「地域の子ども」を育てていきます。その活動内容は次のようなものが考えられます。

地域の環境づくりの活動

命を守るための地域活動

教育環境や条件を改善するための地域活動

心身を健全に育成するための活動

奉仕・美化等の地域を明るくする活動

他団体と連携しての活動

青少年健全育成団体との協力

地域環境改善団体との協力

家庭の健全化運動

8. PTA活動の活性化

PTA活動は年度ごとの役員の交代や役員へのお任せ意識によりその活動が停滞する場合があります。また、役員になった会員の「昨年どおり」「1年過ぎれば」という意識も活動の活性化を阻んでいると考えられます。そこで、次の2つのことについて十分に留意して、より素晴らしい活動にしましょう。

(1) PTA間の連携

地域には、幼稚園PTA、小学校PTA、中学校PTA、高等学校PTA等が重なって組織されています。地域の美化活動や挨拶運動、交通安全運動などはこうしたPTAが連携して行くと効果があります。また、こうしたPTAが一緒になって地域環境の整備等について教育委員会へ要望することも有効な手段です。地域の老人会や青年団等との連携による行事も大切です。そのためには、市町村にある健全育成組織やPTA会長の会議等で情報の提供や提案を行うことが必要です。

(2) 年度ごとの情報の引継

前年度までの事業について、事業実施のいきさつや事業の内容、実施のノウハウ等についての情報は、新役員にとって重要です。こうした情報を基にして、各専門部や学級（学年）PTAにおいて事業の精選や特色ある新しい事業の企画、事業の具体化をしていくことが大切です。また、予算編成委員会において、新年度予算を組み立てるうえでも重要な基礎資料となります。こうした引継を基にし、会員の意識の動向をつかみながら事業を計画することが大切です。そのために、引継書を作成するだけでなく、協議の場に前年度の役員（委員）に出席してもらったりすることも必要です。

第3章 P T Aの具体的な活動Q & A

1. P T A活動と生涯学習はどんな関係があるのですか

P T Aは、保護者と教師が「子どもの健全な成長を図る」ことをめざして学習と実践を進めていく社会教育関係団体です。保護者も教師も、子どもたちの健やかな成長を願い、P T Aとして「何ができるのか」「何をしなくてはならないのか」等について会員自らが学び、たえず前向きに学習を進めていく姿勢が必要です。

P T A会員一人一人が子どもたちの幸せと組織の活性化のために、また会員自身の成長のために学習活動を進めていくことは、まさに子どもたち自身が変容していくことにつながります。「子どもは親の背中を見て育つ」と言われますが、このためにこそ、「学び活動するP T A活動」として学習を進めていくことが生涯学習です。

2. 親(保護者)の学習する内容はどんなことがあるのですか

子どもの学習への意欲や興味関心、日常生活の姿勢は親(保護者)の態度によって変わると言われます。ここで親(保護者)の学習する領域を大きく二つに分けて考えてみましょう。

(1) 子どもを理解するための学習活動

親(保護者)が子どもの幸せを願った活動を進めるためには、子どもとのふれあいの機会を多く持ち、子どもに直接体験と思考や選択の機会を豊富にもたせることが大切です。そのためには、次のような家庭教育についての学習を行うことが考えられます。

家庭での躰についての学習

子どもの心身の発達や心理についての学習

子どもを取り巻く生活環境についての学習

(2) 親(保護者)自身の向上のための学習活動

親(保護者)自身がひたむきに、しかも楽しく学習を続けていくことは、自らを高め、周囲の人たちも高めることに繋がります。また、子どもの学習への意欲や積極的な姿勢にも繋がるものです。そのためには次のような生活の楽しみや生きがいを求める学習が考えられます。

趣味教養についての学習活動

各種スポーツ・レクリエーション活動

ボランティア活動

もちろん学習は一人でもできますが、団体で行う利点としては、仲間を誘いながら楽しく学習ができることです。生涯学習時代を迎えて、会員のP T Aへの関わりはさらに重要性を増してきています。

(3)人権尊重の意識を高めるための学習活動

学校や地域社会、家庭における人権侵害の実態、地域住民の人権尊重の願いから具体的な課題を把握し、同和問題・女性をめぐる問題、子どもをめぐる問題等の人権問題に関する研修を行うことが必要です。同世代の大人が抱える人権に関する課題には共通性があり、共感できる内容が多くあります。学校全体で行う研修や専門部・学年PTAなどで意見交換を行う研修など、身近な事例をあげたり、劇化したりするなど、計画的に実施するようにしましょう。

3. 会員の参加意識の向上を図りたいのですがどうしたらいいのですか

(1)会員一人一人がPTA会員です

言うまでもなく、PTAは一人一人の会員から成り立っています。ところが、この当たり前のことが会員自身にとらえられておらず、一部の会員だけの、時には役員だけの会のようになっている場合があります。子どもの入学時、あるいは進級時など、折にふれて情報を流し、PTAはみんなで作っていくものとの自覚を高めることが必要です。全員スタッフ制のように全員で何らかの役割を引き受けることも一つの方法でしょう。

実質的に強制加入の組織だから、積極的に活動する意識がないのは当然。

(2)魅力ある活動も必要です

ためになる活動ばかりでなく、楽しく魅力的な要素を盛り込むように工夫することが大切になります。会員同士の親睦を深めるための会や、読書会、スポーツ、コーラスなどのサークル活動を取り入れるのもよいでしょう。

(3)会員の希望や実態を知ろう

会員の希望や実態について知りましょう。そのためにも、広く会員の声や実態について調査し把握しておくことが必要になります。どんな活動をしたいか、どんな活動だったら参加できるか、どんなPTAにしたいかなど、他人まかせにならないよう集団の基礎づくりをしておくことが大切です。こうしてはじめて、地域の実情に根ざしたPTAづくりが可能になります。

(4)コミュニケーションを図る活動をしよう

どんな人でも、はじめての集団に参加する時や、知らない人と関わる時は緊張するものです。このような状態が長く続くと、会員の意識向上を図る上での大きな障害ともなりかねません。

PTAの会合では窮屈な話し合いばかりでなく、アイスブレイク(自己紹介、ゲーム、レクリエーション)、鑑賞活動などを取り入れて、より効果的なふれあいの場を作ることが必要です。また、会員自身も日ごろから機会あるごとに地域の顔馴染みをつくっておくことが望まれます。学校はもちろん、隣近所同士の集いやサークル、公民館、コミュニティセンターなどにはできるだけ足を運ぶようにしましょう。

(5)呼びかけ合い、誘い合いをしよう

一枚の開催通知を配布するだけでなく、近隣の会員同士が誘い合い、呼びかけ合うこ

とによって、より多くの会員の参加を得ることができます。電話などによる連絡網を整備し、活用することが効果的です。

(6) 運営上の工夫をしよう

意欲はあっても仕事のために時間の都合がつかないとか、乳幼児の世話のために手が離せないなどによって参加できないということがあります。日曜日や夜間に会合を開くなど日程の工夫をすとか、託児室を設置したり、隣近所の助け合いなども必要になるでしょう。

また、こうした努力が実って多くの参加者を得られても、その会の運営自体が非能率的だったり、独断的だったりすると、再び会員の参加意欲が失われてしまいます。大切なことは、リーダーとなる人たちに真摯な情熱が見られるとか、会議の方法に全員発言を誘うような運営上の工夫がされるならば、次第に会員の参加意識は向上していくことでしょう。

(7) 広報活動を工夫しよう

広報活動の量的な工夫と質的な工夫とが必要で、量的な側面の工夫としては、定期的に発行される広報誌の他に、ミニ広報のチラシやホームページなど情報提供の機会をふやすことが考えられます。質的な側面の工夫としては、掲載する内容に、活動の結果報告、ルポルタージュ、アンケート調査結果、座談会、体験談など、できるだけ会員の考えや活動の特色を載せ、自分たちの身近なものとして感じることでできるような工夫が大切です。

4. PTAと学校はどのような関係がいいのでしょうか

建前は自主的に参加した会員による任意団体だが、実際は強制的に加入させられたトップダウンの組織。

(1) PTAと学校との大きな違い

まず、PTAと学校の違いですが、両者は密接な間からである反面、完全に別個なものとも言えます。PTAは、地域の親（保護者）と教職員で組織・運営する自主的な任意団体です。そのため法的な制約はありませんが、活動のための経費は会費によってまかなっていかなくてはなりません。

これに対して、学校は、校長を中心として教職員が公務を分担し、教育を推進していくところであり、学校の設置や教職員の基準についても、法的にさだめられた公の教育機関です。公立学校の経費は公費で賄われているのが基本です。

(2) PTAと学校との連携が必要

子どもたちの健全な成長と幸せを願ってPTAが存在しているのですから、当然PTAは学校教育と強い連携をとっていくことが望めます。学校教育には、自ずから限界があります。保護者と教師とがお互いに補完しあい、子どもたちの健全な成長を図る学校教育活動が、よりよく推進されるように学校に協力していくのがPTAなのです。こうした関係では保護者と教師には、特に次のような姿勢が望めます。

こうありたい保護者の姿勢

子どもの入学と同時に、自動的に会員となるように考えられがちですが、自由加入という原則の上に、自ら進んで会に入会する心構えが必要です。

子育てについての不安や悩み、あるいは教育への期待は、どこの保護者も抱えているものです。こうした課題解決のために、実質的・継続的な学習に進んで参加し、よりよい保護者になりたいものです。

多くのPTAでは母親会員が会の運営や活動の担い手となっていますが、父親抜きでのPTAでは活動の成果も不十分です。近年、父親部会などを設置するPTAも増えてきましたが、さらに父親の自覚と積極的な参加が望まれます。

学校に任せっぱなしや頼りすぎたりするなどの過度の負担をかけないように、会員である保護者自らの手による活動を心がけたいものです。学校や教師の職務と立場を正しく理解することが、保護者会員には必要です。

教師会員に望みたい姿勢

日常の職務に追われがちのため、PTAに対して関心はあっても一般に協力が薄れがちですが、PTA活動に深くかかわらなくてはならない宿命的な立場にあるのが教師です。学校教育は、家庭や地域の基礎生活のうえに成りたっているからです。

保護者は、地域文化や生活体験などの教育資源の良き提供者であり、地域と学校を結ぶ良き媒介者です。保護者が地域の中へ積極的に飛び込んでいってこそ、学校教育の成果が期待されるのです。

(3)保護者と教師のいい関係

PTAは、保護者と教師のより良い協力関係のもとに活動をすすめることが基盤となります。この望ましい協力関係の原則は、保護者は教師によって、教師は保護者によって磨かれ成長しあう相互研磨の関係なのです。つまり、両者の立場は異なりますが、子どもの健全な成長と幸せを願う共通の目的に向かって進む、助け合いの仲・手を携える仲と言えます。いわば、相互理解と相互協力の関係とってよいでしょう。

(4)保護者と教師の協力

教師は、学校教育に関しては専門家ですが、保護者は素人といえます。また、役員任期が短くなっている昨今では、保護者にとってPTAの運営も素人と言えそうです。かといって、教師だけの力では、子どもに対する望ましい教育は十分できません。「子どもの健全な成長と幸せ」「よりよいPTAづくり」という共通の目標は、保護者と教師とがそれぞれの立場を十分理解し、助け合ってはじめて、実現が可能になるのです。

(5)PTAの学校への協力

第2次世界大戦の敗戦後に、我が国のPTAは誕生しました。当時は経済的にも物質的にも貧しい時代であり、PTAはやむを得ず学校後援会的な性格をもっていました。現在でも、一部にはそれが誤解され引き継がれているようですが、PTAは、学校に対

実質的には学校管理職の傀儡組織であり、学校のための集金装置にすぎない。

して、財政的・労力的な援助を主とする後援団体や附属団体であってはなりません。

学校の教育活動がより良く推進されるために、学校に協力するのがPTAなのでから、それにはまず、学校教育についての温かな、そして正しい理解がなくてはなりません。学校の教育目標や重点目標、あるいは指導方針や目標などを十分理解して、学校の教育活動が効率的に進められるように必要な協力をしていくことが大切です。

また、現在の地域社会の構造や生活環境は年々変化し、子どもたちの健全な成長を妨げる要因も多種多様となっています。たとえば、大人社会の連帯意識の希薄化は、子どもたちの日常生活にもさまざまな課題を投げかけています。その他粗悪な情報の氾濫や、手に入りやすい薬物、遊び時間や場所の狭小、交通事故の潜在危険の増加など、子どもたちの健全な成長を阻害する生活環境が目だってきています。

地域の自治会や子ども会、育成会などをはじめとする関係機関・団体との連携を深め、子どもたちにとってのより良い地域環境づくりに取り組むことも、学校教育に対する大きな協力となります。

5. 学校週5日制について教えてください

(1) 学校週5日制とは？

学校週5日制は、学校、家庭、地域社会が一体となってそれぞれの教育機能を発揮する中で、子どもたちが自然体験や社会体験などを行う場や機会を増やし、豊かな心やたくましさを育てようとするものです。学校週5日制は、このような考え方に立って、平成4年9月から月1回、7年4月からは、月2回実施されています。

さらに、ゆとりある学校生活の実現、心豊かな人間の育成、生きる力を育むことをねらいとして、平成14年の4月から毎週土曜日を休みとする完全学校週5日制が全国で一斉に実施されました。

平成14年4月から学校は、すべての土曜日が休みになりました。「ゆとり」の中で子どもたちに、「生きる力」を育て、21世紀を担うたくましく健やかな子どもを家庭・地域ぐるみで育てていきましょう。

(2) 学校週5日制のめざすものは？

今日、子どもたちは全体として「ゆとり」のない生活を送っており、様々な体験活動の機会も不足し、主体的に活動したり、自分を見つめ考えたりする時間も少なくなってきたと言われています。このため子どもたちに「ゆとり」を確保し、「生きる力」を育むことを主なねらいとし、家庭や地域社会での豊富な生活体験、社会体験、自然体験の機会を増やしていこうとするものです。

学校週5日制は、子どもたちの生活にゆとりをもたせるとともに、家庭や地域社会がその役割をこれまで以上に発揮することで、子どもたちが他人と協調したり、思い

やる心や感動する心、自分で考え判断・行動して問題を解決していく力などを身につけたりできるようにするものです。

(3)家庭の役割は？

学校週5日制の実施によって、休業日となる土曜日を“どう過ごさせるか”でなくて、自分のものとした土曜日をその子なりに“どう過ごすか”と考えることが大切ではないでしょうか。

家庭に期待される役割として

- ・ ややもすると陥りがちな保護者の学校中心の教育観を転換し、学校への過度の依存を改める。
- ・ 家族がともに過ごす時間を増やし、対話等のふれあいの機会をもつ。
- ・ 子どもが地域や自然の中で様々な体験をするよう促す。

休業日の過ごし方については、家庭でよく話し合い、家族相互のふれあいを深めたり、様々な体験をする機会をつくるなどして、子どもたちにとって休業日が充実したものとなるようにしたいものです。

家庭では、社会で生活していく上で大切なことを、家族のふれあいを通してしっかりと身につけることが、これまで以上に必要になります。

「大人が変われば、子どもも変わる」...大人一人一人が、子どもの模範となるように心がけましょう。そして、子どもと向き合い、子どもと共に成長しようという姿勢を大切にしましょう。

(4)地域の役割は？

子どもたちの心の成長には、地域での豊かな体験が不可欠だと言われています。地域の教育力を高めるためには、PTA等の社会教育関係団体やスポーツ団体等をはじめ、青少年団体、地域の取り組みの強化を図っていく必要があります。地域に期待される役割として、

- ・ 異年齢間における子どもたちの仲間づくりをさらに進める。
- ・ 子どもや高齢者を含めた地域ふれあい活動や世代間の交流を通して、地域の人々との連携を図り、人間関係を豊かにする。
- ・ 地域において、子どもたちの多様で豊かな体験活動の場を広げる。

地域社会では、大人が子どもたちの成長を温かく見守りつつ、優しく声をかけたり、時には激しくしかったりしながら、子どもたちを育てていくことが大切です。「地域の子どもは地域で育てる」...地域社会が一体となってみんなで知恵を出し合い、子どもたちに豊かな学習・体験活動の機会と場を提供したり、指導者として積極的に子どもとかわったりしながら、地域ぐるみで子どもを育てましょう。